

公 示 送 達 書

西原村告示第31号
令和8年9月25日

下記において、送達を受けるべき者の居所が不明で送達不納につき、地方税法第(昭和25年法律第226号)20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、西原村役場税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠



送達を受けるべき者の氏名		送達すべき書類を特定するために必要な情報
NGUYEN THUY HIEN		令和8年度村県民税(普通徴収)第2期督促状
NGUYEN THI HONG NHUNG		令和8年度村県民税(普通徴収)第2期督促状
NGUYEN THI HUYEN		令和8年度村県民税(普通徴収)第2期督促状
NGUYEN THI TRANG		令和8年度村県民税(普通徴収)第2期督促状
DO THI THANH LOC		令和8年度村県民税(普通徴収)第2期督促状
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、前項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	